

海老名市分別収集計画

令和元年 6月 19日

1 計画策定の意義

本市は、「ゆとりと活力のあるまち」・「安全安心で快適に暮らせるまち」・「支えあい、自治の確立したまち」の3つの基本理念のもと、将来の市の姿をあらわす将来都市像を「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」と定めている。

将来都市像である「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を創造するためには、現代の社会活動や生活様式そのものが私たちの地球に過大な負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられている社会構造を見直すことが重要となっている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集を推進し、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、それぞれが主体的かつ有機的なつながりをもって「ごみの発生・排出抑制、資源化、適正処理」に取り組み、資源循環型社会の形成を図ることを目的としている。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、次のとおり基本的方向を示す。

- ・ごみの発生・排出抑制と資源化を基本とした資源循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正な処理と処分の推進
- ・市民、事業者、行政が一体となったごみの発生・排出抑制、資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	8,106t	7,903 t	7,902 t	7,906 t	7,884 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・資源化センターの活用

現在、大規模改修工事中の資源化センターは、令和元年11月に本格稼働予定であり、新しい施設では、ごみに関する減量化、資源化の情報を提供し、市民がごみを減らすためにできることを考え学び、資源の有効利用への理解を深めてもらえる場を設ける。また、リサイクル等への環境教育の機能を備えて、リサイクルへの意識啓発を図るとともに、市民が自主的に参加、活動できる場及び、循環型社会の形成を推進する拠点として活用し、各種事業を行っていく。

・マイバッグ（買い物袋）の持参の奨励

レジ袋の使用を抑制するため、出前講座、ホームページ等によりマイバッグ（買い物袋）の持参を奨励する。

・広報啓発活動の推進

市民等に対し、分別収集に関する情報の提供をはじめ、イベントなどのあらゆる機会を活用し、市民一人ひとりにごみの減量化・資源化の必要性を高めるため積極的な広報啓発活動に努める。

・ごみ減量化、資源化の出前講座の開催

ごみの減量化、資源化は市民一人ひとりの協力と実行が必要なため、職員が自治会その他地域の要請に基づき、ごみ処理とリサイクルの現状を講座方式により説明する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

容器包装廃棄物の種類/年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	146 t		138 t		132 t		125 t		119 t	
主としてアルミ製の容器	241 t		248 t		256 t		264 t		271 t	
無色のガラス製容器	416 t		410 t		404 t		398 t		392 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	415 t	1 t	409 t	1 t	403 t	1 t	397 t	1 t	391 t	1 t
茶色のガラス製容器	232 t		227 t		221 t		216 t		210 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	222 t	10 t	217 t	10 t	211 t	10 t	206 t	10 t	200 t	10 t
その他のガラス製容器	193 t		190 t		187 t		185 t		182 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	193 t	0 t	190 t	0 t	187 t	0 t	185 t	0 t	182 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4 t		4 t		3 t		3 t		2 t	
主として段ボール製の容器	1,184 t		1,185 t		1,187 t		1,187 t		1,186 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	592 t		610 t		629 t		648 t		667 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	414 t	178 t	427 t	183 t	440 t	189 t	454 t	194 t	467 t	200 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,811 t		1,795 t		1,780 t		1,765 t		1,746 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,775 t	36 t	1,759 t	36 t	1,744 t	36 t	1,730 t	35 t	1,711 t	35 t
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
(うち白色トレイ)	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×増減率×人口変動率

増減率は基本的に平成21年度から30年度までの平均値を採用している。

2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
136,233 人 (対前年度比) 0.73%	136,393 人 (対前年度比) 0.12%	136,589 人 (対前年度比) 0.14%	136,752 人 (対前年度比) 0.12%	136,654 人 (対前年度比) -0.07%

海老名市人口ビジョン（2016年2月）に基づく。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収 集 に 係 る 分 別 の 区 分	収集・運搬段階	選別・保管 段階
金属	スチール製容器	缶	・市の委託業者による 定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	・市の委託業者による 定期収集 ・スーパー店頭回収 ・公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	・市の委託業者による 定期収集	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・市の委託業者による 定期収集 ・スーパー店頭回収	市及び民間 業者
	その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラス チック	・市の委託業者による 定期収集 ・スーパー店頭回収	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、分別収集しているスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトルの一部及びプラスチック製容器包装廃棄物は、資源化センターで選別、圧縮等処理、保管処理を行う。また、ダンボール、飲料用紙製容器、ペットボトルの一部は、民間施設にて資源化処理を図る。

現在、大規模改修工事中の資源化センターは、令和元年11月より、本格稼働予定となっている。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収 集 に 係 る 分 別 の 区 分	収集 容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶	袋	パッカー車	資源化センター
アルミ製容器			平ボディ車	
無色のガラス製容器	資源化センター			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	ひもで 十文字 に結ぶ	平ボディ車	民間施設
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	資源化センター 及び民間施設
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック			資源化センター

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

13 その他のリサイクル

本市では、「紙製容器包装」については、「ミックスペーパー」という品目で混合回収を行う。